

2013年2月15日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

東京都港区六本木一丁目8番7号
森ビルズリート投資法人
代表者名 執行役員 磯部英之
(コード番号: 3234)

資産運用会社名

森ビル・インベストメントマネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 磯部英之
問合せ先 総務部長 西別府好美
TEL. 03-6234-3234(代表)

規約の一部変更及び役員選任に関するお知らせ

森ヒルズリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の本投資法人役員会において、規約変更及び役員選任に関し、2013年4月5日に開催予定の本投資法人の第5回投資主総会に付議することにつき、下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

なお、下記事項は、本投資法人の第5回投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約一部変更について

変更の理由は以下のとおりです。

- (1) 「租税特別措置法」（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）に定められる投資法人が課税の特例の適用を受けるための要件のうち、投資口に係る募集が主として国内において行われていることに関する要件を定める「租税特別措置法施行令」（昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。）の改正に伴い、必要な字句の修正を行うものです。（変更案第5条2項）
 - (2) 執行役員及び監督役員の任期の起算日について明確化を図るため、必要な字句の修正を行うとともに、補欠役員の選任に係る決議が効力を有する期間について、原則として被補欠者である執行役員又は監督役員の任期と同一とするため、必要な規定を設けるものです。（変更案第19条第2項及び第3項）
 - (3) その他に、規定の明確化、簡素化又は法令等の文言との整合性の観点から、必要な字句の修正等を行なうものです。
- （規約変更の詳細につきましては、添付資料「第5回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

2. 役員選任について

本投資法人の執行役員2名全員（磯部英之、齋藤敏文）及び監督役員3名全員（箭内昇、小杉丈夫、田村誠邦）は、2013年4月8日をもって任期満了となるため、執行役員1名及び監督役員3名の選任についての議案を提出いたします。

また、執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任についての議案を提出いたします。

- ・執行役員候補者
磯部英之
- ・補欠執行役員候補者
齋藤敏文



- ・監督役員候補者
箭内 昇、小杉 丈夫、田村 誠邦

(役員選任の詳細につきましては、添付資料「第5回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

3. 日程

2013年2月15日	第5回投資主総会提出議案の役員会承認
2013年3月19日	第5回投資主総会招集通知の発送（予定）
2013年4月5日	第5回投資主総会開催（予定）

以 上

【添付資料】第5回投資主総会招集ご通知

※本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※本投資法人のホームページアドレス：<http://www.mori-hills-reit.co.jp/>

(証券コード 3234)
平成25年3月19日

投資主各位

東京都港区六本木一丁目8番7号
森ヒルズリート投資法人
執行役員 碩部 英之

第5回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。さて、本投資法人の第5回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権行使書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、平成25年4月4日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、現行規約第15条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。

従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成するものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

※現行規約第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

記

1. 日 時 平成25年4月5日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー 49階
「六本木アカデミーヒルズ49 タワーホール」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的である事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員3名選任の件

以上

【お願い】 ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

【ご案内】 ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法

投資主総会参考書類に記載すべき事項について修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ（<http://www.mori-hills-reit.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎本総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である森ビル・インベストメントマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催する予定です。

◎決議ご通知につきましては、郵送に代え、本総会終了後に本投資法人のホームページ（<http://www.mori-hills-reit.co.jp/>）に掲載させていただきます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「租税特別措置法」（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）に定められる投資法人が課税の特例の適用を受けるための要件のうち、投資口に係る募集が主として国内において行われていることに関する要件を定める「租税特別措置法施行令」（昭和32年政令第43号。その後の改正を含みます。）の改正に伴い、必要な字句の修正を行うものであります。
(変更案第5条第2項)
- (2) 執行役員及び監督役員の任期の起算日について明確化を図るため、必要な字句の修正を行うとともに、補欠役員の選任に係る決議が効力を有する期間について、原則として被補欠者である執行役員又は監督役員の任期と同一とするため、必要な規定を設けるものであります。（変更案第19条第2項及び第3項）
- (3) その他に、規定の明確化、簡素化又は法令等の文言との整合性の観点から、必要な字句の修正等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第5条（発行可能投資口総口数等）</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 本投資法人が発行する投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。</p> <p>3. (記載省略)</p>	<p>第5条（発行可能投資口総口数等）</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 本投資法人の投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>第9条（投資主総会の招集）</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合の他、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名が、役員会の承認を受けて、これを招集する。</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>4. (記載省略)</p>	<p>第9条（投資主総会の招集）</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名が、役員会の承認を受けて、これを招集する。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. (現行どおり)</p>
<p>第19条（役員の選任及び任期）</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 役員の任期は、<u>選任</u>後2年とする。但し、補欠又は増員のために選任された役員の任期は、前任者又は在任者の残存任期と同一とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第19条（役員の選任及び任期）</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 役員の任期は、<u>就任</u>後2年とする。但し、補欠又は増員のために選任された役員の任期は、前任者又は在任者の残存任期と同一とする。</p> <p>3. <u>補欠の役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会（当該投資主総会において役員が選任されなかった場合には、役員が選任された直近の投資主総会）において選任された被補欠者である役員の任期が満了する時までとする。但し、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げない。</u></p>
<p>第22条（役員会の招集）</p> <p>1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合の他、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名（以下「役員会招集権者」という。）がこれを招集する。</p>	<p>第22条（役員会の招集）</p> <p>1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において予め定めた順序に従い執行役員の1名（以下「役員会招集権者」という。）がこれを招集する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
2. (記載省略)	2. (現行どおり)
第23条 (役員会の決議方法) 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。	第23条 (役員会の決議方法) 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
第25条 (役員会規程) 役員会に関する事項については、法令及び本規約に定めがある場合 <u>の他</u> 、役員会において定めた役員会規程による。	第25条 (役員会規程) 役員会に関する事項については、法令及び本規約に定めがある場合 <u>を除き</u> 、役員会において定めた役員会規程による。
第34条 (資産評価の方法、基準及び基準日) 1. (記載省略) (1) (記載省略) (2) (記載省略) (3) (記載省略) (4) (記載省略) (5) (記載省略) (6) (記載省略) (7) 第31条第4項第4号に定めるデリバティブ取引に係る権利 ① <u>取引所</u> に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務 当該 <u>取引所</u> の最終価格（終値。終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価する。なお、同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。	第34条 (資産評価の方法、基準及び基準日) 1. (現行どおり) (1) (現行どおり) (2) (現行どおり) (3) (現行どおり) (4) (現行どおり) (5) (現行どおり) (6) (現行どおり) (7) 第31条第4項第4号に定めるデリバティブ取引に係る権利 ① <u>金融商品取引所</u> に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務 当該 <u>金融商品取引所</u> の最終価格（終値。終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価する。なお、同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価する。

現 行 規 約	変 更 案
<p>②取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務 市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額により評価する。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。 但し、上記①②にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用できるものとする。また、金利スワップ等に関する金融商品会計における特例処理及び為替予約等に関する外貨建取引等会計処理基準における振当処理の適用を妨げない。</p> <p>(8) (記載省略)</p> <p>(9) その他 上記に定めがない場合は、投信法、<u>社団法人投資信託協会</u>（以下「投信協会」という。）の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>3. (記載省略)</p>	<p>②金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務 市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額により評価する。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。 但し、上記①②にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用できるものとする。また、金利スワップ等に関する金融商品会計における特例処理及び為替予約等に関する外貨建取引等会計処理基準における振当処理の適用を妨げない。</p> <p>(8) (現行どおり)</p> <p>(9) その他 上記に定めがない場合は、投信法、<u>一般社団法人投資信託協会</u>（以下「投信協会」という。）の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>第39条（業務及び事務の委託）</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であつて、<u>投信法第117条に定める事務</u>（以下「一般事務」という。）を第三者に委託する。</p> <p>3. (記載省略)</p>	<p>第39条（業務及び事務の委託）</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であつて、<u>投信法第117条に定める事務</u>を第三者に委託する。</p> <p>3. (現行どおり)</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員磯部英之及び齋藤敏文は、平成25年4月8日をもって任期満了となるため、後任の執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、第1号議案が承認可決された場合には、本議案における執行役員の任期は、第1号議案による本投資法人の変更後の規約第19条の定めにより、就任する平成25年4月9日より2年間となります。

また、本議案は、平成25年2月15日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出されたものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
いそ　べ　ひで　ゆき 磯　部　英　之 (昭和45年12月1日生)	<p>平成5年4月 三井不動産株式会社 入社</p> <p>平成14年5月 ペンシルバニア大学ウォートンスクール経営学修士(MBA)</p> <p>平成14年6月 コロニーキャピタル・アジアパシフィック 入社</p> <p>平成15年11月 森ビル・アーバンファンド株式会社(現:森ビル・インベストメントマネジメント株式会社) 入社</p> <p>平成17年4月 同社 事業開発部長</p> <p>平成17年10月 同社 投資開発部長</p> <p>平成19年7月 同社 投資顧問部長</p> <p>平成19年11月 森ビル株式会社 財務本部財務企画部 担当部長</p> <p>平成20年4月 同社 財務本部事業開発部長</p> <p>平成22年6月 森ビル・インベストメントマネジメント株式会社 代表取締役社長(現任)</p> <p>平成23年4月 本投資法人 執行役員(現任)</p>

・保有する本投資法人の投資口の口数 0口

・重要な兼職に該当する事実 森ビル・インベストメントマネジメント株式会社 代表取締役社長

・本投資法人との特別の利害関係 上記「重要な兼職に該当する事実」に記載の兼職を除き、該当ありません。

なお、上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、第1号議案が承認可決された場合には、本議案において、補欠執行役員選任に係る決議が効力を有する期間は、第1号議案による本投資法人の変更後の規約第19条の定めにより、第2号議案における執行役員の就任日である平成25年4月9日より2年間とします。

また、補欠執行役員の選任に関する本議案は、平成25年2月15日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出されたものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
さいとうとしふみ 齋藤敏文 (昭和28年10月30日生)	<p>昭和52年4月 森ビル株式会社 入社 財務センター</p> <p>平成6年5月 フォレストオーバーシーズ株式会社 出向 課長</p> <p>平成8年4月 上海森茂国際房地産有限公司 出向 総経理</p> <p>平成11年11月 六本木6丁目再開発組合事務局 出向 課長</p> <p>平成13年8月 フォレストオーバーシーズ株式会社 出向 開発企画部 参事</p> <p>平成17年4月 上海環球金融中心有限公司 出向 副総経理</p> <p>平成19年12月 森大厦(上海)有限公司 出向 副総経理</p> <p>平成21年1月 森ビル株式会社 中国事業本部 調査企画部 部長</p> <p>平成21年9月 森ビル・インベストメントマネジメント株式会社 出向 業務管理ユニット担当執行役員</p> <p>平成21年10月 本投資法人 執行役員(現任)</p> <p>平成22年7月 森ビル・インベストメントマネジメント株式会社 執行役員兼総務部長</p> <p>平成23年1月 同社 執行役員</p> <p>平成23年6月 同社 取締役会長(現任)</p>

・保有する本投資法人の投資口の口数 0口

・重要な兼職に該当する事実 森ビル・インベストメントマネジメント株式会社 取締役会長

・本投資法人との特別の利害関係 上記「重要な兼職に該当する事実」に記載の兼職を除き、該当ありません。

なお、上記補欠執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。

第4号議案 監督役員3名選任の件

監督役員箭内昇、小杉丈夫及び田村誠邦の3名全員は、平成25年4月8日をもって任期満了となるため、後任の監督役員3名の選任をお願いするものであります。

なお、第1号議案が承認可決された場合には、本議案における監督役員3名の任期は、第1号議案による本投資法人の変更後の規約第19条の定めにより、就任する平成25年4月9日より2年間となります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	や　　ない　　のぼる 箭　内　昇 (昭和22年1月21日生)	昭和45年4月 株式会社日本長期信用銀行 入社 昭和63年4月 同社 ニューヨーク支店副支店長 平成9年6月 同社 取締役営業第二部長 平成9年10月 同社 取締役新宿支店長 平成10年4月 同社 執行役員新宿支店長 平成10年9月 アローコンサルティング事務所 代表（現任） 平成15年6月 株式会社りそな銀行 取締役 平成15年6月 株式会社りそなホールディングス 取締役 平成18年2月 本投資法人 監督役員（現任）
・保有する本投資法人の投資口の口数 0口 ・重要な兼職に該当する事実 アローコンサルティング事務所 代表 ・本投資法人との特別の利害関係 該当ありません。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
2	小杉丈夫 (昭和17年3月23日生)	昭和43年4月 大阪地方裁判所 判事補 昭和47年9月 鈴鹿地方・家庭裁判所 判事補 昭和49年6月 松尾法律事務所 入所 平成8年10月 金融法学会 監事（現任） 平成11年4月 船員中央労働委員会 公益委員 平成13年9月 日米法学会 理事（現任） 平成16年11月 弁護士法人松尾綜合法律事務所 社員弁護士（現任） 平成17年1月 船員中央労働委員会 会長代理 平成18年2月 本投資法人 監督役員（現任） 平成19年1月 船員中央労働委員会 会長 平成21年3月 国土交通省交通政策審議会 委員 平成21年6月 株式会社東芝 社外取締役（現任） 平成22年6月 富士フィルムホールディングス株式会社 社外監査役（現任）
・保有する本投資法人の投資口の口数 0 口 ・重要な兼職に該当する事実 弁護士法人松尾綜合法律事務所 社員弁護士 ・本投資法人との特別の利害関係 該当ありません。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
3	田村誠邦 (昭和29年5月13日生) た　　むら　　まさ　　くに 村　　誠　　邦	昭和52年4月 三井建設株式会社 入社 昭和61年10月 株式会社シグマ開発計画研究所 入社 平成2年9月 同社 取締役 平成9年4月 株式会社アークブレイン 代表取締役（現任） 平成18年2月 本投資法人 監督役員（現任） 平成21年5月 株式会社エクスナレッジ 取締役（現任） 平成23年4月 学校法人明治大学 客員教授（現任）
・保有する本投資法人の投資口の口数 0口 ・重要な兼職に該当する事実 株式会社アークブレイン 代表取締役 ・本投資法人との特別の利害関係 該当ありません。		

その他の参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び規約第15条に定める「みなし賛成」の定めは適用されません。

なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以上

(メモ欄)

投資主総会会場ご案内図

会 場：東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー 49階
「六本木アカデミーヒルズ49 タワーホール」
TEL 03-6406-6220 (代表)
資産運用会社：TEL 03-6234-3200 (代表)
(森ビル・インベストメントマネジメント株式会社)



<交通のご案内>

- 地下鉄日比谷線六本木駅より 1C出口 徒歩3分 (コンコースにて直結)
- 地下鉄大江戸線六本木駅より 3番出口 徒歩6分

(注) 会場最寄駅 日比谷線六本木駅

六本木ヒルズ地上2階の六本木アカデミーヒルズ入口からお入りください。

お願い：会場周辺の道路及び駐車場は混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮ください。